

# 新食糧法が スタートしました

## どう変わる

昭和17年にでき、時代が変わるとともに改正されながら、半世紀以上に渡って続いてきた食糧管理法が廃止され、新たに「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（新食糧法）が11月1日から施行されました。これにより、米の管理は、「政府による全量管理」から「民間主体の生産・流通」へと制度が生まれ変わります。

## 「政府による全量管理」から 「民間主体の生産・流通」へ

### 新食糧法のねらい

食糧法では、国が米の全量を管理することになっていましたが、実際には自主流通米が中心なのに、不正規流通米が増加するなどの実態に合わない制度となっていました。そこで、政府による全量管理から、民間を主体とし、政府は備蓄などの部分管理に限定するとともに、不正規流通米を制度に組み入れ、実態に合った制度にしたものです。

また、生産者の自主的判断による生産調整や、生産者から消費者、小売業者などへの直接販売の仕組み（計画外流通米）の拡大も盛り込まれました。流通ルートは、集

荷から小売に至る規制緩和によって合理化が図られ、大幅な多様化、弾力化が行われます。また、「より需給を反映した価格形成を目指す」というねらいから、商社などの参入も認め、市場原理による価格決定が加わることになります。

これらのことから、生産者、消費者双方とも一番気になる価格は、生産者をも含めた民間主体に委ねられることになり、地域、品種間などにより格差が広がることとともに、政府の需給調整が実施されるもの、作況や生産調整に左右される価格形態となることが考えられます。

どうかを判断（手挙げ方式）することになります。つまり、実施する、しないは自由ですが、生産者自身が価格動向などを見極めながら自分で判断することになり、難しい選択を迫られます。

### 政府米買入れ対象者は 生産調整実施生産者だけに

政府米の買入れ対象者は、生産調整に参加する生産者に限定されます。政府米は備蓄用にとどまり、これは一年間の保管後、主食用、加工用などとして卸売業者に売却されます。その買入れ価格（生産者米価）は十一月末までに決められることになっています。また、生産調整に参加した生産者には助成金などが交付されます。

### 出荷先の多様化が 図られます

食糧法の下での政府管理米（政府米+自主流通米）は、これまで、出荷先の集荷業者（出荷取扱業者+農協等）を一つの業者に限定されていましたが、これからは計画流通米として、複数の業者への出荷が可能になります。ただし、「主たる業者」を決めておかなければ

### 生産調整は生産者の

#### 自主的取り組みへ

潜在的な需給ギャップが存在する下で、引き続き生産調整が必要となります。生産調整を続けたいと価格の下落につながるようになります。これまでの政府全量管理

の下では、政府在庫の縮小や財政負担の軽減を目的に強制的に行われてきた生産調整を、新食糧法の下では、生産者価格維持を目的とした自主的な判断により実施することになります。生産者は、政府から公表される「生産・出荷指針」を参考に、生産調整に参加するか